

〔純金積立〕

項目	内 容
1.商品名	しずぎん純金積立
2.販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。
3.期間	1年（ただし、期間満了月の前々月末営業日までに解約のお申し出がない場合は自動更新します）
4.業務委託先	金地金の購入・保管等を三菱マテリアル株式会社に委託します。
5.購入方法 (1)購入金額 (2)購入代金のお支払い (3)金地金の購入方法	①毎月3,000円以上1,000円単位 ②年2回までご希望月に1,000円以上1,000円単位で増額できます。 毎月12日（銀行休業日の場合は翌営業日）にお客さまの指定預金口座から自動引き落しします。なお、初回購入代金の自動引き落としは、お申込月の翌々月からとなります。 ①購入代金引落日の属する月の翌月の毎営業日に一定金額ずつ業務委託先の小売価格にて金地金を購入します。 ②毎日の購入金額は、毎月の購入代金を各月の購入日数で除した額とし、端数は第1営業日に調整します。 ③金地金の購入は、グラム単位の小数点第5位までとし、小数点第6位を切り上げます。
6.金地金の返却方法 (1)お引き出し (2)ご売却（現金化） (3)等価交換	金地金のご返却は、前日までに購入された残高の範囲内でお申し込みいただけます。また、ご返却のお申し込み後も解約のお申し出がない限り毎月の積立は継続されます。 ①5g以上5g単位でお引き出しできます。 ②お引き出しの金地金はお申出日より第3営業日までにお届け住所に発送します。 ①ご売却価格は、お申し込み時点の業務委託先の店頭買取価格（消費税等込み）を適用し計算します。 ②ご売却代金は、お申込日を含め第5営業日後にお届けの指定預金口座に振り込みます。 ①当行所定の方法により当行所定の金貨と等価交換し、お申出日より第3営業日までにお届け住所に発送します。 ②その他、業務委託先所定の方法により貴金属製品（ジュエリー等）と等価交換することができます。なお、お申出日より約4週間以内に業務委託先よりお届け住所に発送します。
7.金地金の保管	購入した金地金は当行が保護預りします。なお、当行は保護預りした金地金を委託先に混蔵寄託します。
8.手数料 (1)購入委託手数料 (2)年間手数料 (3)金地金の送料（保険料を含む） (4)金地金引出手数料	毎月の購入代金1,000円につき26円（消費税込み）。毎月の購入代金とともにお客さまの指定預金口座から自動引き落としとなります。 1,100円（消費税込み）。初回の購入代金とともにお客さまの指定預金口座から自動引き落としとなります（中途解約されても、年間手数料の払戻しは行いません）。 2,200円（消費税込み）。お客さまの指定預金口座から自動引き落としとなります。中途解約・継続中止の場合には、代金引換郵便にてお送りしますので、郵便物と引換えにお支払いください。 引出し重量は1kg、500g、100g、20g、10g、5gの6種類があり、500g未満（単位）の金地金の引出しの場合は以下の手数料がかかります。100g：5,500円/本（消費税込）。20g、10g、5g：3,300円/本（消費税込）。
9.中途解約	中途解約のお申出があった月まで購入代金の引き落としを行います。金地金の購入は、お申出の翌月末営業日まで行い、ご精算は翌々月第1営業日となります。ご精算方法は、金地金現物のお引き出し、ご売却または保護預かりの中からお選びください。
10.継続中止（満期解約）	期間満了月の前々月末営業日までに継続中止のお申出をいただくことにより本契約は終了します。ご精算方法は中途解約の場合と同様です。
11.重要事項について	①本商品は預金保険の対象外です。また、元本保証や利息のつく商品ではありません。 ②金価格は相場により変動しますので、ご売却の際に購入価格を下回る場合もあります。
12.その他参考となる事項	①金地金の価格には、業務委託先発表の金小売価格および金買取価格が適用されます。 ②お預かりの金地金あるいはお預かりの金地金の返還請求権を譲渡・質入れすることはできません。 ③売却益は譲渡所得となり、他の該当する譲渡所得と合わせ年間50万円の特別控除枠があります。特別控除枠を超えた分は譲渡所得となり、他の所得と合算して総合課税の対象となります。なお、保有期間によって課税対象となる譲渡所得の算出方法は異なります。 ④1回あたりの売却金額が200万円を超える場合、当行にて支払調書を作成し、税務署に提出いたします。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109または03-5252-3772